



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 在宅療養支援ができる看護師育成の新たな仕組みの提案 「訪問看護出向事業ガイドライン」を公表 ～モデル事業参加県などでの先行事例も紹介～

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員73万人）は、この度「訪問看護出向事業ガイドライン」を作成・公表しました。

在宅で療養する人々が増加する中、訪問看護を通じた療養支援に大きな期待が掛けられています。しかし現在、訪問看護師は約4.7万人（就業看護職の約3%）に過ぎず、訪問看護に携わる人材を増やすことは、これからの社会にとって大きな課題です。

一方で病院も、今後は早期退院・在宅療養支援の機能強化がますます重要であり、あらゆる部門で働く看護職が患者の入院前・退院後の生活を意識し、有効な支援を行えるようであればいけません。

こうした現状を踏まえ、本会では、①病院看護師の在宅療養支援能力の向上②地域における訪問看護の担い手育成——に向けた新たな仕組みとして、「病院看護師による訪問看護ステーションへの出向（訪問看護出向事業）」を提案するとともに、手引きとして本ガイドラインを作成しました。

同じ地域の看護職同士が連携し、住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らす地域包括ケアシステムを支える仕組みとして、普及にも努めていきます。

報道関係の皆さまにおかれましては、本事業の仕組みやガイドラインの趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。



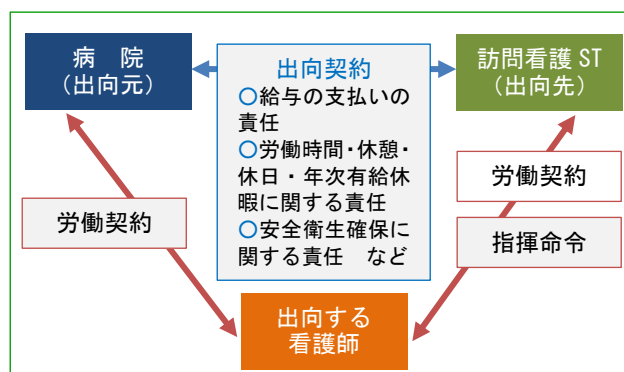
### 訪問看護出向事業ガイドライン

体裁：A4判、74頁、フルカラー／  
発行：2018年3月／本会HP掲載  
<http://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/houmonkango/index.html>

- 病院の看護師が訪問看護ステーションに出向することで、病院看護師の在宅療養支援能力の向上と、訪問看護の担い手育成を図る新たな仕組みを提案
- 2年間にわたるモデル事業と1年間の検討を経て、ガイドラインを作成
- ガイドラインを全国の病院、訪問看護ステーション、行政機関の担当部署などに送付し、事業の周知・取り組みを促進

## ■ 訪問看護出向事業とは

○訪問看護出向事業とは、病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向（在籍出向）し、訪問看護の一連の業務を実践するものです（右図）。



○病院・病院看護師にとっては、院内の看護ケアや退院支援機能の強化に役立つスキルアップが図れます。訪問看護ステーションにとっては、多様な人材の育成・活用力の向上が図れます。

○出向看護師（病院看護師）は訪問看護ステーションと労働契約を結ぶことでスタッフの一員として業務を行い、訪問看護ステーションは診療・介護報酬の算定が可能です。また、出向看護師を受け入れることで、産休・育休によるスタッフの不足に対応したり、スタッフを研修などに出すことができます。

○訪問看護ステーションは診療・介護報酬の算定が可能です。また、出向看護師を受け入れることで、産休・育休によるスタッフの不足に対応したり、スタッフを研修などに出すことができます。

## ■ ガイドラインの作成・公表について

○訪問看護出向事業の提案にあたり、本会では2015・16年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業（老健事業）として、病院と訪問看護ステーション14組の協力の下、モデル事業を実施しました。モデル事業の成果や課題を踏まえ、17年度にガイドラインを検討・作成。このほど公表の運びとなりました。

○ガイドラインは、基本編と実践編の2部構成です。

- ・ **基本編**——訪問看護出向事業の目的・趣旨、出向の基本的な考え方と実施プロセスについて、主に病院と訪問看護ステーションの役割を中心に解説。
- ・ **実践編**——実施主体ごとに、出向の実施プロセスや出向契約などに関する法規、社会保険上の留意事項などを詳細に解説。併せて、先進事例を紹介。

## ■ 訪問看護出向事業の普及・取り組み促進に向けて

○訪問看護出向事業の普及に向け、本会では全国の病院および訪問看護ステーション（約2万カ所）に、ガイドラインを送付しています。また、本事業は行政の関わりが大きな推進力となることから、47都道府県および政令指定都市の関係部署にも送付しています。本会ホームページでも公開しています。

○山形県、富山県、鹿児島県といったモデル事業の参加県では、地域医療介護総合確保基金などを財源に、すでに訪問看護出向事業が展開されています。

○訪問看護出向事業は、2018年度診療報酬改定で新たに設けられた機能強化型訪問看護管理療養費3の要件に該当します。診療・介護報酬においても、地域の施設・機関の協働による看護職の育成・確保の評価が高まりつつあります。

「訪問看護出向事業ガイドライン」は本会ホームページで公開しています  
<http://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/houmonkango/index.html>